

(27. 5. 18)

## 規制シートの提出状況について

規制シートの当面の作成対象については、「規制レビューの実施について（平成 26 年 10 月 10 日規制改革会議決定）」において、当面、①見直し時期が到来する規制（通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっているものに限る）、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制（①及び②の作成状況等を踏まえ、作成対象等について別途検討）について、優先的に作成することとされている。

現時点における①～③の区分ごとの規制シートの提出状況については、以下のとおりである。

規制の分類	規制改革会議 (平成 27 年 1 月 28 日)報告分 <sup>※1</sup>	規制改革会議 (平成 27 年 3 月 25 日)報告分 <sup>※2</sup>	規制改革会議 (平成 27 年 5 月 18 日)報告分 <sup>※3</sup>	合計
①見直し時期が到来する規制	—	4	—	4
②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制	13	18	15	46
③規制改革会議における審議事項に関連する規制	—	—	—	—
合計	13	22	15	50

※1 平成 27 年 1 月 27 日までに提出された規制シートの数、※2 平成 27 年 1 月 28 日から同年 3 月 24 日までに提出された規制シートの数、

※3 平成 27 年 3 月 26 日から同年 5 月 17 日までに提出された規制シートの数

<参考>「規制レビューの実施について」（平成26年10月10日規制改革会議決定）（抄）

規制レビューの実施については、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）（以下「実施計画」という。）に掲げられた「Ⅲ規制所管府省の主体的な規制改革への取組等」を着実に実施するため、当面、以下のとおりとする。

## 1 規制シートの作成

規制所管府省が作成する規制シートの様式については、実施計画Ⅲ1（3）①を踏まえ、別紙1のとおりとする。

その際、規制シートのIDについては、規制所管府省コード（別紙コード表参照）、規制の根拠となる法律の制定年（西暦）及び法律番号（4桁表示）、当該法律を根拠とする規制に係る規制シートの整理番号（4桁表示）とし、通知・通達等のIDについては、通知・通達等の整理番号（4桁表示）とする。

（中略）

## 2 規制シートの当面の作成対象等

規制シートについては、実施計画Ⅲ2（2）において「当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する」こととされているところである。

（中略）

### （1）上記①見直し時期が到来する規制

上記①のうち、通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制に係る規制シートについては、平成27年2月末を目途に、平成27年度に見直し時期が到来する規制に係る規制シートを作成し、作成後速やかに規制改革会議に送付するものとする。

### （2）上記②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制

上記②については、規制改革会議において「再検討事項」とされた時点から遅くとも1か月以内に当該事項に係る規制シートを作成し、作成後速やかに規制改革会議に送付するものとする。

### （3）上記③規制改革会議における審議事項に関連する規制

上記③については、上記（1）及び（2）の作成状況等を踏まえ、作成対象及び作成時期等について別途検討するものとする。

## 3 （略）

平成 27 年 3 月 26 日から同年 5 月 17 日までに規制所管府省から提出された規制シート一覧  
 (規制改革会議において再検討が必要と判断した規制 (規制改革ホットラインに寄せられた提案事項))

項目		府省庁	ページ
WG 健康・医療	医療法第 27 条の規定に基づく CT 搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び許可の取り扱いについての緩和	厚生労働省	4
	診療放射線技師法第 26 条の改正に対する要望	厚生労働省	6
	国家戦略特区の指定地域に限られた外国人に対する外国人医師による診察と外国人看護師による看護業務の特例措置を、国際的ビジネス拠点・外国人の生活基盤の整備、外国人旅行者(インバウンド)の利便性向上に取り組む他の地域でも認めること	厚生労働省	8
項目		府省庁	ページ
WG 農業	相続未登記農地の農地中間管理機構の活用について	農林水産省	10
項目		府省庁	ページ
WG 投資促進等	電波法規制の緩和	総務省	12
	携帯電話回線の利用制限の見直し	総務省	14
	日本語教育機関の審査(校地校舎自己所有)判断基準の緩和	法務省 文部科学省	16
	永住許可に必要な在留歴の算定方法の見直し	法務省	18
	外国人の就労に関わるビザの発行スピード改善について	法務省	20
	自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化	国土交通省	22
	永住権付与条件の緩和	法務省	24
	屋上ヘリポートにおける航空機給油取扱所の設置容認	総務省	26
総合国際職業訓練校の設置	法務省	29	
項目		府省庁	ページ
WG 地域活性化	宅地建物取引業法における適用除外の範囲拡大	国土交通省	31
	中古買取販売業における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大	警察庁	33

## 規制シート(様式)

(別紙1)

160194802050001

平成27年5月14日

規制の名称	医療法第27条の規定に基づくCT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び許可の取り扱いについて	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	医療法(昭和23年法律205号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	医政局総務課長 土生 栄二
規制目的	医療法の趣旨を損なわせることのないよう現行の構造設備基準に係る取扱いを維持しつつ、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)を踏まえ、事務手続の簡素化・弾力化のために、当該通知において定める取扱いとしているもの。		
規制内容の概要	当該通知の適用に関し、下記の事項について、全国統一された運用となっていないケースがあること。 (1)構造物変更許可申請のみを当該通知の対象とし使用許可やX線備え付け届け、廃止届けは対象外として都度要求されるケースがあること (2)当該通知の対象は病院のみとし診療所を認めないケースがあること (3)当該通知の対象はCT搭載車移動式医療装置のみとし、「これに準ずる医療装置を含む」を適用せずMRI搭載車移動式医療装置を対象外とするケースがあること	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	(1)当該通知において事務手続きの簡素化の対象となるものを明確化し、再周知を行うことで対応する (2)再周知の際に、当該通知の対象については、医療法第27条の規定に基づく検査及び許可の対象となる医療施設であることを明確化することで対応する (3)再周知の際に、MRI搭載車移動式医療装置については医療法上自主検査によることを認めている旨明示をする	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160194802050001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>医療法第27条の規定に基づくCT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び許可の取り扱いについて(平成20年7月10日付医政局長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>医療法第27条</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>当該通知については、医療法の趣旨を損なわせることのないよう現行の構造設備基準に係る取扱いを維持しつつ、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)を踏まえ、事務手続の簡素化・弾力化のために、当該通知において定める取扱いとしているものであるため。</p>